

# ひまわり会（特別支援学校卒業生等を支援する会）会則

## 第1章 総 則

（名 称）

第1条 この会は、ひまわり会（特別支援学校卒業生等を支援する会）という。

（事務局）

第2条 この会は、事務局を群馬県前橋市若宮町2-8-1におく。

（目 的）

第3条 この会は、群馬県内の特別支援学校卒業生等（本会則では、修了生及び旧養護学校・旧特殊学級等の卒業生・修了生・在校生も含む）の生活並びに社会自立の支援に関する事業を行い、もって、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

（事 業）

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 卒業生の就業及び生活に関する支援活動
- (2) 卒業生の生活並びに社会自立に関する制度・施設等諸状況の調査・研究、研修
- (3) 卒業生の福祉向上を目的とした啓発・広報活動
- (4) この会の基金の募金、保管、管理
- (5) その他、この会の目的達成のために必要となる事業

## 第2章 会 員

（会 員）

第5条 この会の会員は、この会の目的に賛同して入会した個人、企業、法人又は団体とする。

2 前項の個人は、卒業生とその家族又は後見人、群馬県内の特別支援学校等の現職及びOB教職員をはじめ、この会の目的に賛同する全ての個人とする。

（会費・入会）

第6条 会員は原則として総会において別に定める会費の納入をもって会費納入日より一年の間会員とし、更新を妨げない。

（退 会）

第7条 会員は、退会しようとするとき会長に届けるものとする。

2 会員が死亡、又は会員である法人若しくは団体が解散したときは、退会したものとみなす。

（抛出金品の不返還）

第8条 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

## 第3章 役 員・組 織

（種別及び選任）

第9条 この会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名

- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 (会長、副会長を含む) 30名以上40名以内
- (4) 会計監査 2名

- 2 役員は、総会において選任する。
- 3 理事は、互選により理事長、副理事長、常務理事を選出する。また、常務理事の中に会計担当を置く。
- 4 理事及び会計監査は、相互に兼ねることができない。
- 5 理事には、会長が指名する会員以外の者を若干名を置くことができる。
- 6 この会の理事会を経て、顧問を置くことができる。
- 7 この会の総会を経て、幹事を置くことができ、幹事は事務局職員等とする。

(職 務)

第10条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 理事は、この会則の定め及び総会の議決に基づき、この会の業務を決定し、各部門に分かれて執行する。また、会計を担当する理事は、この会の経理、出納及び第4条4号の仕事を行う。
- 4 会計監査は、この会の会計の状況を監査する。

(任 期)

第11条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。ただし補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が決定するまでは、その職務を行うものとする。

(解 任)

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において出席者の3分の2以上の議決により、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の疾病等により職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報 酬)

第13条 役員は、その地位に就いていることのみによって報酬を受けることはできない。

## 第4章 会 議

(種 別)

第14条 この会の会議は、総会及び理事会の二種とする。総会は通常総会及び臨時総会とし、理事会は理事会及び常務理事会とする。

(構 成)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第16条 総会は、この会則に別段の定めがあるもののほか、この会の運営に関する重要事項を審議・決定する。

- 2 理事会は、この会則に別段の定めのあるもののほか、次の事項を審議・決定する。
- (1) 総会で決定した事項の執行に関する施策
  - (2) 総会に付議すべき事項
  - (3) その他会務の執行に関する事項
- (開 催)

第17条 通常総会は、毎年一回開催する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき等に開催する。
- 3 理事会及び常務理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。
- (召 集)

第18条 総会は、会長が召集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、会議に会員以外の者を招くことができる。
- 3 理事会は、理事長が召集する。
- (議 長)

第19条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。

- 2 理事会の議長は、理事長をもってこれに充てる。
- (定足数)

第20条 理事会は、理事の過半数の出席をもって開会する。

(議 決)

第21条 総会の議決は、この会則に別段の定めがあるもののほか、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。
- (書面評決等)

第22条 削除

## 第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第23条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第24条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第25条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第26条 この会の事業計画及び収支予算は、年度開始前に総会の議決によって定める。

- 2 前項の事業計画及び収支予算を変更する場合は、総会の議決によって定める。

(暫定予算)

第27条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、予算成立の日まで前年度の予算に準じた暫定予算を執行することができる。

2 前項の収支支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(会計年度)

第28条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 死亡弔慰金規程

第29条 この規程は、死亡弔慰金について定めたものである。

2 会員本人が死亡したときは、遺族に対して死亡弔慰金 5,000円を支給する。

3 会員親族(父母・義父母・配偶者・子)が死亡したときは、弔電を打つものとする。

## 第7章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第30条 この会則は、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散)

第31条 この会の解散は、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得なければならぬ。

## 第8章 補則

(細則)

第32条 第3条の特別支援学校卒業生等については、旧養護学校・旧特殊学級卒業生及び修了生を加えることができる。

第33条 この会則の執行に必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

### 附則

1 この会則は、平成12年7月20日から実施する。

第9条の役員については、この会則実施後最初の任期は、第11条の会則にかかわらず平成13年3月31日までとする。

2 平成14年7月7日一部改正する。

3 平成20年6月8日一部改正する。

4 平成30年4月1日一部改正する。